

第6章 地域脱炭素化促進事業

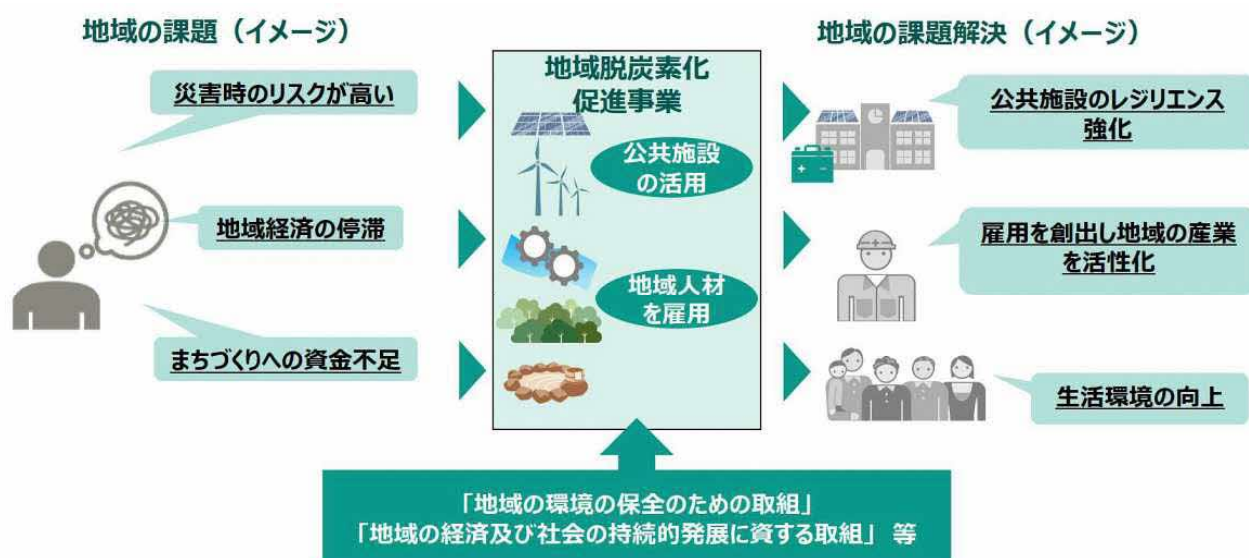
6-1 地域脱炭素化促進事業とは

温対法第21条第5項により、市町村は、地域の地球温暖化対策に係る計画の策定において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることが求められています（努力義務）。

地域脱炭素化促進事業とは、再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものと定義されています。

本計画では、地域脱炭素化促進事業の創出を推進し、地域と共生し地域に裨益する再生可能エネルギー事業の導入促進を図ります。

地域脱炭素化促進事業のイメージ



出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業）Ver.2.0（令和7年3月）」

6 - 2 都市圏における地域脱炭素化促進事業

本項では、地域脱炭素化促進事業に関し、都市圏共通の設定方針を記載します。具体的な設定基準及び考え方については、各市町村で個別に検討しました。市町村ごとの地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）は、「別紙 熊本連携中枢都市圏における地域脱炭素化促進事業」に記載しています。

また、（３）における地域脱炭素化促進施設の規模、（４）～（６）の取組について、各市町村が固有に設定する場合は、「別紙 熊本連携中枢都市圏における地域脱炭素化促進事業」に記載します。

1 地域脱炭素化促進事業の目標

都市圏における地域脱炭素化促進事業の認定件数の目標について、以下のとおり定めます。

地域脱炭素化促進事業の目標

指標	現状 (2025年度)	目標 (2035年度)
地域脱炭素化促進事業の認定件数（件）	0	3

2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

促進区域設定の考え方

促進区域は、「公有地・公共施設活用型」「地区・街区指定型」「事業者提案型」の区分で設定します。

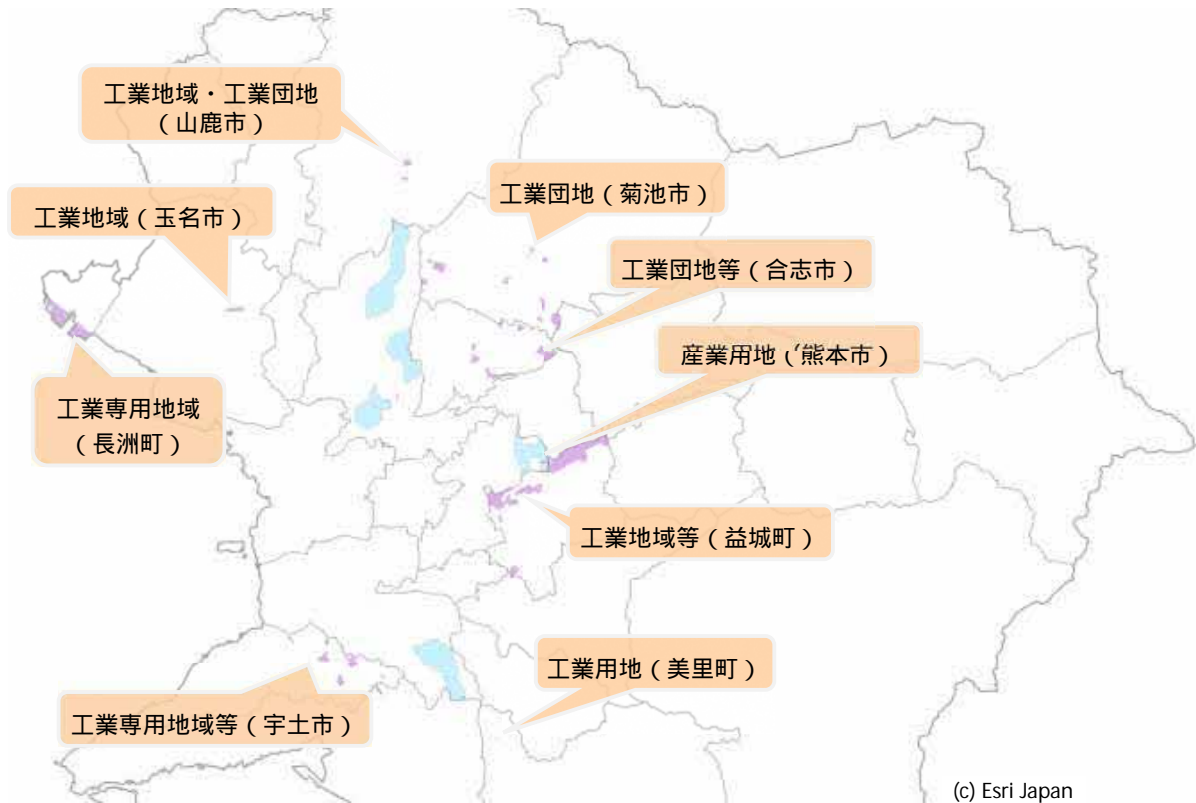
都市圏における促進区域の設定区分

区分	内容
公有地・公共施設活用型	市町村が有する土地・施設等を対象とし、再生可能エネルギー導入による平常時の自家消費及び災害時のエネルギー確保を実施
地区・街区指定型	工業施設や商業施設など、エネルギー需要が高い施設が集積する地域を対象とし、再生可能エネルギー導入及びエネルギーの自家消費を重点的に行うエリアとして設定
事業者提案型	住民及び事業者による提案により、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定

都市圏における促進区域

都市圏の促進区域について、代表的な区域を以下に示します。

都市圏における促進区域：地区・街区指定型



出典：国土地理院発行の数値地図（国土基本情報）及び
ESRI ジャパンの全国市区町村界データを加工して作成

3 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

地域脱炭素化促進施設の種類の種類は、都市圏におけるポテンシャルが最も高い太陽光発電とします。
地域脱炭素化促進施設の規模は、促進区域及び事業の状況に応じて、地域の環境の保全等に配慮した適切な規模とします。

4 地域の脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ、以下の取組を実施する必要があります。

地域の脱炭素化のための取組

区分	内容（例）
再生可能エネルギーの 地産地消	発電で得られた電気を自家消費するとともに、余剰電力は都市圏域の住民や事業者が利用するエネルギーとして活用すること
モビリティの脱炭素化	再生可能エネルギー（電気）を活用した電動車の導入等、モビリティの脱炭素化に資する取組を実施すること

5 地域の環境の保全のための取組

地域脱炭素化促進事業の認定を受けようとする事業者は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準」太陽光 - 表3及び太陽光 - 表4に定められた、環境の保全に適切に配慮するための措置を講じる必要があります。

加えて、促進区域が含まれる市町村の条例に従い、取組を実施する必要があります。

6 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

地域脱炭素化促進事業に求める地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組事項を以下のとおり定めます。地域脱炭素化促進事業の認定を受けようとする事業者は、事業計画において以下の取組事項に関する具体的な取組を設定する必要があります。

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

区分	内容（例）
地域の経済活性化に資する取組	<ul style="list-style-type: none">✓ 地域新電力等と連携し域内に安価な再生可能エネルギー（電気）を供給することで、域内の経済循環を推進する✓ 地域脱炭素化促進施設の再生可能エネルギー（電気）を製品製造に活用することで、サプライチェーンのCO₂排出削減や域内の経済循環を推進する✓ 地域脱炭素化促進施設の施工・運用において地元事業者と協働体制を構築する✓ 地域脱炭素化促進施設の保守点検等に携わる地元人材を育成し雇用を創出する✓ ファイナンス主体として、地域金融機関や地域住民の事業参画を促す
地域の課題解決に資する取組	<ul style="list-style-type: none">✓ 再生可能エネルギー（電気）をEVシェアリング、グリーンスローモビリティの電源として供給する✓ 事業収益の一部を市町村が設置する地域振興等に係る基金へ寄附する
地域の防災対策の推進に資する取組	<ul style="list-style-type: none">✓ 再生可能エネルギー（電気）を非常時の災害用電源として地域へ供給する